

様式第1号(乙)(第2条関係)

収 支 報 告 書

令和5年4月14日

堺市議会議長 裏山 正利 様

議員氏名

的場 慎一

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和4年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他	158,174	自己資金
収 入 合 計	3,398,174	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	29,985	29,985	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費	1,067,122	908,948	
人 件 費	1,222,960	1,222,960	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,078,107	1,078,107	
支 出 合 計	3,398,174	3,240,000	

令和4年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名

的 場 慎 一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
(広報・広聴費)	4/1～3/31	市政レポートを作成し泉北鉄道各駅にて配布した。(まとはジャーナル)約 3,000 部。 泉北ニュータウンにポスティング約 40,000 部。 郵送にて配布 2,000 部。
(人件費)	4/1～3/31	市政に関する調査研究および市政相談を行う為事務員を雇用した。
(事務・事務所費)	4/1～3/31	市政に関する調査研究、市政相談を行う為南区深阪南にて事務所を借り上げた。
(調査研究費)	10/27～10/28	石川県へ図書館事業、富山県へ海洋ごみ事業について視察

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.4.8	1	810,000		810,000	政務活動費 4～6月分 受け入れ		
4.4.12	2		6,384	803,616	事務所プリンター台購入代金	⑨	
4.4.25	3		88,240	715,376	4月分人件費	⑧	
4.4.27	4		4,834	710,542	4月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
4.4.27	5		4,319	706,223	4月分電気代	⑨	
4.4.27	6		13,600	692,623	5月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
4.4.27	7		64,000	628,623	5月分事務所賃借料	⑨	
月 計		810,000	181,377				
累 計		810,000	181,377	628,623			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.5.25	8		3,052	625,571	5月分電気代	⑨	
4.5.25	9		4,834	620,737	5月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
4.5.25	10		40,320	580,417	5月分人件費	⑧	
4.5.25	11		13,600	566,817	6月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
4.5.25	12		64,205	502,612	6月分事務所賃借料及び水道代	⑨	
月 計			126,011				
累 計		810,000	307,388	502,612			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内 容	項目	その他
4.6.24	13		2,549	500,063	6月分電気代	⑪	
4.6.24	14		4,793	495,270	6月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
4.6.24	15		79,680	415,590	6月分人件費	⑧	
4.6.24	16		13,600	401,990	7月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
4.6.24	17		64,000	337,990	7月分事務所賃借料	⑨	
月 計			164,622				
果 計		810,000	472,010	337,990			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.7.8	18	810,000		1,147,990	政務活動費 7～9月分 受け入れ		
4.7.14	19		39,600	1,108,390	事務所冷蔵庫購入代金	⑤	
4.7.25	20		100,800	1,007,590	7月分人件費	③	
4.7.27	21		4,822	1,002,768	7月分電話代及びインターネット使用料	③	
4.7.27	22		4,157	998,611	7月分電気代	①	
4.7.27	23		64,000	934,611	8月分事務所賃借料	⑨	
4.7.27	24		13,600	921,011	8月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
月 計		810,000	226,979				
累 計		1,620,000	698,989	921,011			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.8.25	25		2,600	918,411	8月分電気代	③	
4.8.25	26		4,765	913,646	8月分電話代及びインターネット使用料	③	
4.8.25	27		64,000	849,646	9月分事務所賃借料	⑨	
4.8.25	28		13,600	836,046	9月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
4.8.25	29		141,120	694,926	8月分人件費	④	
月 計			226,085				
累 計		1,620,000	925,074	694,926			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.9.22	30		114,240	580,686	9月分人件費	⑧	
4.9.22	31		13,600	567,086	10月分事務所月極駐車場賃借料	⑤	
4.9.22	32		64,409	502,677	10月分事務所賃借料及び水道代	⑤	
4.9.26	33		3,780	498,897	9月分電気代	⑤	
4.9.26	34		4,822	494,075	9月分電話代及びインターネット使用料	⑤	
月 計			200,851				
累 計		1,620,000	1,125,925	494,075			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.10.7	35	810,000		1,304,075	政務活動費 10～12月分 受け入れ		
4.10.24	36		64,000	1,240,075	11月分事務所賃借料	③	
4.10.24	37		13,600	1,226,475	11月分事務所月極駐車場賃借料	③	
4.10.24	38		3,027	1,223,448	10月分電気代	③	
4.10.24	39		4,793	1,218,655	10月分電話代及びインターネット使用料	③	
4.10.25	40		107,520	1,111,135	10月分 人件費	③	
4.10.27	41		3,390	1,107,745	石川県立図書館、富山県庁視察 運賃	①	
4.10.27	42		7,790	1,099,955	石川県立図書館、富山県庁視察 運賃	①	
4.10.27	43		535	1,099,420	石川県立図書館、富山県庁視察 タクシー代	①	
4.10.27	44		3,960	1,095,460	石川県立図書館、富山県庁視察 宿泊代	①	
4.10.28	45		2,860	1,092,600	石川県立図書館、富山県庁視察 運賃	①	
4.10.28	46		11,450	1,081,150	石川県立図書館、富山県庁視察 運賃	①	
月 計		810,000	222,925				
累 計		2,430,000	1,348,850	1,081,150			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.11.24	47		4,765	1,076,385	11月分 電話代及びインターネット使用料	⑨	
4.11.24	48		64,048	1,012,337	12月分事務所賃借料	⑨	
4.11.24	49		13,600	998,737	12月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
4.11.25	50		120,960	877,777	11月分 人件費	③	
4.11.30	51		64,000	813,777	1月分事務所賃借料	⑨	
4.11.30	52		13,600	800,177	1月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
月 計			280,973				
累 計		2,430,000	1,629,823	800,177			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.12.23	53		107,520	692,657	12月分 人件費	⑧	
4.12.24	54		3,076	689,581	11月分 電気代	⑨	
4.12.24	55		2,900	686,681	12月分 電気代	⑨	
4.12.24	56		4,764	681,917	12月分 電話代及びインターネット使用料	⑨	
月 計			118,260				
累 計		2,430,000	1,748,083	681,917			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.1.6	57		4,276	677,641	プリンターインク購入代金	⑤	
5.1.10	58	810,000		1,487,641	政務活動費 1～3月分 受け入れ		
5.1.11	59		720	1,486,921	駅立ち 駐車場	⑦	
5.1.11	60		5,420	1,481,501	プリンターインク購入代金	⑤	
5.1.16	61		440	1,481,061	駅立ち 駐車場	⑦	
5.1.18	62		560	1,480,501	駅立ち 駐車場	⑦	
5.1.20	63		7,150	1,473,351	市政報告会施設利用料	⑦	
5.1.20	64		4,904	1,468,447	1月分 電話代及びインターネット使用料	⑥	
5.1.20	65		3,240	1,465,207	1月分 電気代	⑥	
5.1.20	66		11,015	1,454,192	プリンターインク、コピー用紙購入代金	⑤	
5.1.25	67		94,080	1,360,112	1月分 人件費	③	
5.1.30	68		63,920	1,296,192	2月分事務所賃借料 及び 水道代	⑤	
5.1.30	69		13,600	1,282,592	2月分事務所月極駐車場賃借料	⑤	
5.1.30	70		264	1,282,328	駅立ち 駐車場	⑦	
月 計		810,000	209,589				
累 計		3,240,000	1,957,672	1,282,328			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受け入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.2.8	71		440	1,281,888	駅立ち 駐車場	①	
5.2.9	72		160	1,281,728	駅立ち 駐車場	①	
5.2.24	73		2,964	1,278,764	2月分 電気代	⑤	
5.2.24	74		4,764	1,274,000	2月分 電話代及びインターネット使用料	⑤	
5.2.24	75		120,960	1,153,040	2月分 人件費	⑧	
5.2.24	76		38,064	1,114,976	消耗品、プリンターインク他購入代金	⑤	
5.2.27	77		37,152	1,077,824	3月分事務所賃借料	⑤	
5.2.27	78		7,891	1,069,933	3月分事務所月極駐車場賃借料	⑤	
5.2.27	79		803,166	266,767	市政報告チラシ印刷、ポスティング代金	⑦	
5.2.27	80		192,402	74,365	市政報告郵送代	⑦	
月 計			1,207,963				
累 計		3,240,000	3,165,635	74,365			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.3.12	81		1,100	73,265	市政報告会 施設レンタル備品使用料	①	
5.3.24	82		60,720	12,545	封筒、案内チラシ作成印刷代	①	
5.3.24	83		9,508	3,037	4月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
5.3.24	84		45,168	-42,131	4月分事務所賃借料及び水道代	⑨	
5.3.24	85		107,520	-149,651	3月分 人件費	⑧	
5.3.27	86		3,745	-153,396	3月分 電気代	⑥	
5.3.27	87		4,778	-158,174	3月分 電話代 及びインターネット使用料	⑥	
月 計			232,539				
累 計		3,240,000	3,398,174	-158,174			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

的場 慎一

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住所	〒[REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和3年 4月 1日 ~ 令和4年 3月 31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	105時間 / 月 (1日 7時間× 15日 / 月)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,100円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>80
%</td> <td colspan="/> ☒ 勤務実態をもとに算定 (月勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 84時間 (月勤務時間数) 105時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていなことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 年  月  日生
現 住 所	堺市 	TEL 
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	
就業場所	堺市南区深阪南 342-12 まとは慎一事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 政党活動関係事務	
就業時間 (休憩時間)	 午前・午後 9 時 00 分から 午前・  午後 5 時 00 分まで (うち、休憩時間は 12 時から 13 時まで)	
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇	
給与(賃金)	時給 1,100 円	
給与支払	毎月 20 日締め切り、25 日支払	
給与振込先	現金支払	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 令和 3 年 3 月 31 日 雇用者 堺市議会議員 的場 慎一  被雇用者  		

出勤簿（令和4年 3月）

氏名： 

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火					
2日	水	9:00	17:00	7:00		
3日	木	9:00	17:00	7:00		
4日	金	9:00	17:00	7:00		
5日	土					
6日	日					
7日	月					
8日	火	9:00	17:00	7:00		
9日	水	9:00	17:00	7:00		
10日	木	9:00	17:00	7:00		
11日	金	9:00	17:00	7:00		
12日	土					
13日	日					
14日	月	9:00	17:00	7:00		
15日	火	9:00	17:00	7:00		
16日	水	9:00	17:00	7:00		
17日	木	9:00	17:00	7:00		
18日	金	9:00	17:00	7:00		
19日	土					
20日	日					20日締め 112h
21日	月					
22日	火					
23日	水	9:00	17:00	7:00		
24日	木	9:00	17:00	7:00		
25日	金	9:00	17:00	7:00		
26日	土					
27日	日					
28日	月	9:00	17:00	7:00		
29日	火	9:00	17:00	7:00		
30日	水	9:00	17:00	7:00		
31日	木	9:00	17:00	7:00		
計				133h	:	
出勤日数				19日		

確認印



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

的場 慎一

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和4年 4月 1日 ～ 令和5年 3月 31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	140時間 / 月 (1日 7時間× 20日 / 月)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,200円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>80</td> <td colspan="/> ☒ 勤務実態をもとに算定 (月勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 112 時間 (月勤務時間数) 140 時間		
	%	☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 年  月  日生
現 住 所	堺市 	TEL 

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
就業場所	堺市南区深阪南 342-12 まとは慎一事務所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 政党活動関係事務
就業時間 (休憩時間)	☐ 午前・午後 9 時 00 分から ☐ 午前・ ☐ 午後 5 時 00 分まで (うち、休憩時間は 12 時から 13 時まで)
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇
給与(賃金)	時給 1,200 円
給与支払	毎月 20 日締め切り、25 日支払
給与振込先	現金支払

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和4年 3月 31日

雇用者 堺市議会議員 的場 慎一 被雇用者  

出勤簿（令和4年 4月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	金					
2日	土					
3日	日					
4日	月	9:00	17:00	7:00		
5日	火					
6日	水	9:00	17:00	7:00		
7日	木					
8日	金	12:00	17:00	5:00		
9日	土					
10日	日					
11日	月	9:00	17:00	7:00		
12日	火	9:00	17:00	7:00		
13日	水					
14日	木					
15日	金	9:00	17:00	7:00		
16日	土					
17日	日					
18日	月					
19日	火	9:00	17:00	7:00		
20日	水					20日締 96h
21日	木					
22日	金	9:00	12:00	3:00		
23日	土					
24日	日					
25日	月					
26日	火					
27日	水	9:00	17:00	7:00		
28日	木					
29日	金					
30日	土					
合 計				57h	:	
出勤日数					9日	

確認印



出勤簿(令和4年 5月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	日					
2日	月					
3日	火					
4日	水					
5日	木					
6日	金					
7日	土					
8日	日					
9日	月	9:00	17:00	7:00		
10日	火					
11日	水					
12日	木					
13日	金	9:00	12:00	3:00		
14日	土					
15日	日					
16日	月	9:00	17:00	7:00		
17日	火					
18日	水	9:00	14:00	5:00		
19日	木	9:00	12:00	3:00		
20日	金	9:00	17:00	7:00		20日締 42h
21日	土					
22日	日					
23日	月					
24日	火	9:00	17:00	7:00		
25日	水	9:00	17:00	7:00		
26日	木					
27日	金	9:00	17:00	7:00		
28日	土					
29日	日					
30日	月	9:00	17:00	7:00		
31日	火	9:00	17:00	7:00		
合 計				67h		
出勤日数					11日	

確認印



出 勤 簿 (令和4年 6月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	水					
2日	木	9:00	17:00	7:00		
3日	金	9:00	17:00	7:00		
4日	土					
5日	日					
6日	月	9:00	12:00	3:00		
7日	火					
8日	水					
9日	木	9:00	12:00	3:00		
10日	金	9:00	17:00	7:00		
11日	土					
12日	日					
13日	月	9:00	17:00	7:00		
14日	火					
15日	水					
16日	木					
17日	金	9:00	17:00	7:00		
18日	土	9:00	17:00	7:00		
19日	日					
20日	月					20日締 83h
21日	火					
22日	水	9:00	17:00	7:00		
23日	木	9:00	17:00	7:00		
24日	金	9:00	17:00	7:00		
25日	土					
26日	日					
27日	月					
28日	火					
29日	水	9:00	17:00	7:00		
30日	木					
合 計				76h	:	
出勤日数				12 日		

確認印



出 勤 簿 (令和4年 7月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	金					
2日	土	9:00	17:00	7:00		
3日	日					
4日	月					
5日	火	9:00	17:00	7:00		
6日	水	9:00	17:00	7:00		
7日	木					
8日	金	9:00	17:00	7:00		
9日	土	9:00	17:00	7:00		
10日	日					
11日	月					
12日	火	9:00	17:00	7:00		
13日	水					
14日	木	9:00	17:00	7:00		
15日	金	9:00	17:00	7:00		
16日	土	9:00	17:00	7:00		
17日	日					
18日	月					
19日	火	9:00	17:00	7:00		
20日	水	9:00	17:00	7:00		20日締め 105h
21日	木	9:00	17:00	7:00		
22日	金	9:00	17:00	7:00		
23日	土					
24日	日					
25日	月	9:00	17:00	7:00		
26日	火	9:00	17:00	7:00		
27日	水	9:00	17:00	7:00		
28日	木	9:00	17:00	7:00		
29日	金	9:00	17:00	7:00		
30日	土					
31日	日					
合 計				126h		
出勤日数					18日	

確認印



出勤簿（令和4年 8月）

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	月					
2日	火	9:00	17:00	7:00		
3日	水	9:00	17:00	7:00		
4日	木	9:00	17:00	7:00		
5日	金	9:00	17:00	7:00		
6日	土					
7日	日					
8日	月	9:00	17:00	7:00		
9日	火	9:00	17:00	7:00		
10日	水	9:00	17:00	7:00		
11日	木	9:00	17:00	7:00		
12日	金	9:00	17:00	7:00		
13日	土					
14日	日					
15日	月	9:00	17:00	7:00		
16日	火	9:00	17:00	7:00		
17日	水	9:00	17:00	7:00		
18日	木	9:00	17:00	7:00		
19日	金	9:00	17:00	7:00		
20日	土					20日締分 147h
21日	日					
22日	月					
23日	火	9:00	17:00	7:00		
24日	水	9:00	17:00	7:00		
25日	木	9:00	17:00	7:00		
26日	金					
27日	土					
28日	日					
29日	月	9:00	17:00	7:00		
30日	火	9:00	17:00	7:00		
31日	水	9:00	17:00	7:00		
合 計				140h	:	
出勤日数				20 日		

確認印



出 勤 簿 (令和4年 9月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	木					
2日	金	9:00	17:00	7:00		
3日	土					
4日	日					
5日	月	9:00	17:00	7:00		
6日	火	9:00	17:00	7:00		
7日	水					
8日	木	9:00	17:00	7:00		
9日	金	9:00	17:00	7:00		
10日	土					
11日	日					
12日	月	9:00	17:00	7:00		
13日	火	9:00	17:00	7:00		
14日	水	9:00	17:00	7:00		
15日	木	9:00	17:00	7:00		
16日	金	9:00	17:00	7:00		
17日	土					
18日	日					
19日	月					
20日	火	9:00	17:00	7:00		20日締め 119h
21日	水					
22日	木	9:00	17:00	7:00		
23日	金					
24日	土					
25日	日					
26日	月					
27日	火	9:00	17:00	7:00		
28日	水	9:00	17:00	7:00		
29日	木	9:00	17:00	7:00		
30日	木	9:00	17:00	7:00		
合 計				112h	:	
出勤日数				16日		

確認印



出 勤 簿 (令和4年 10月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土					
2日	日					
3日	月					
4日	火	9:00	17:00	7:00		
5日	水	9:00	17:00	7:00		
6日	木	9:00	17:00	7:00		
7日	金					
8日	土					
9日	日					
10日	月					
11日	火	9:00	17:00	7:00		
12日	水	9:00	17:00	7:00		
13日	木	9:00	17:00	7:00		
14日	金	9:00	17:00	7:00		
15日	土					
16日	日					
17日	月	9:00	17:00	7:00		
18日	火	9:00	17:00	7:00		
19日	水	9:00	17:00	7:00		
20日	木	9:00	17:00	7:00		20日締め 112h
21日	金					
22日	土					
23日	日					
24日	月					
25日	火	9:00	17:00	7:00		
26日	水					
27日	木	9:00	17:00	7:00		
28日	金	9:00	17:00	7:00		
29日	土	9:00	17:00	7:00		
30日	日					
31日	月	9:00	17:00	7:00		
合 計				112h		
出勤日数				16日		

確認印



出 勤 簿 (令和4年 11月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火					
2日	水	9:00	17:00	7:00		
3日	木	9:00	17:00	7:00		
4日	金	9:00	17:00	7:00		
5日	土					
6日	日					
7日	月	9:00	17:00	7:00		
8日	火	9:00	17:00	7:00		
9日	水	9:00	17:00	7:00		
10日	木	9:00	17:00	7:00		
11日	金	9:00	17:00	7:00		
12日	土					
13日	日					
14日	月	9:00	17:00	7:00		
15日	火	9:00	17:00	7:00		
16日	水	9:00	17:00	7:00		
17日	木	9:00	17:00	7:00		
18日	金	9:00	17:00	7:00		
19日	土					
20日	日					20日締 126h
21日	月					
22日	火	9:00	17:00	7:00		
23日	水					
24日	木	9:00	17:00	7:00		
25日	金	9:00	17:00	7:00		
26日	土					
27日	日					
28日	月					
29日	火	9:00	17:00	7:00		
30日	水	9:00	17:00	7:00		
合 計				126h		
出勤日数					18日	

確認印



出 勤 簿 (令和4年 12月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	木					
2日	金	9:00	17:00	7:00		
3日	土					
4日	日					
5日	月	9:00	17:00	7:00		
6日	火	9:00	17:00	7:00		
7日	水					
8日	木	9:00	17:00	7:00		
9日	金	9:00	17:00	7:00		
10日	土					
11日	日					
12日	月	9:00	17:00	7:00		
13日	火	9:00	17:00	7:00		
14日	水	9:00	17:00	7:00		
15日	木	9:00	17:00	7:00		
16日	金	9:00	17:00	7:00		
17日	土					
18日	日					
19日	月					
20日	火	9:00	17:00	7:00		20日締め 112h
21日	水					
22日	木	9:00	17:00	7:00		
23日	金	9:00	17:00	7:00		
24日	土					
25日	日					
26日	月					
27日	火	9:00	17:00	7:00		
28日	水	9:00	17:00	7:00		
29日	木					
30日	金					
31日	土					
合 計				105h	:	
出勤日数				15 日		

確認印



出勤簿（令和5年 1月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	日					
2日	月					
3日	火					
4日	水					
5日	木					
6日	金	9:00	17:00	7:00		
7日	土					
8日	日					
9日	月	9:00	17:00	7:00		
10日	火					
11日	水	9:00	17:00	7:00		
12日	木	9:00	17:00	7:00		
13日	金	9:00	17:00	7:00		
14日	土					
15日	日					
16日	月	9:00	17:00	7:00		
17日	火	9:00	17:00	7:00		
18日	水	9:00	17:00	7:00		
19日	木	9:00	17:00	7:00		
20日	金	9:00	17:00	7:00		20日締め 98h
21日	土					
22日	日					
23日	月					
24日	火	9:00	17:00	7:00		
25日	水	9:00	17:00	7:00		
26日	木					
27日	金	9:00	17:00	7:00		
28日	土					
29日	日					
30日	月	9:00	17:00	7:00		
31日	火	9:00	17:00	7:00		
合 計				105h	:	
出勤日数				15 日		

確認印



出勤簿(令和5年 2月)

氏名: 

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水					
2日	木	9:00	17:00	7:00		
3日	金	9:00	17:00	7:00		
4日	土					
5日	日					
6日	月	9:00	17:00	7:00		
7日	火	9:00	17:00	7:00		
8日	水	9:00	17:00	7:00		
9日	木	9:00	17:00	7:00		
10日	金	9:00	17:00	7:00		
11日	土					
12日	日					
13日	月	9:00	17:00	7:00		
14日	火	9:00	17:00	7:00		
15日	水	9:00	17:00	7:00		
16日	木	9:00	17:00	7:00		
17日	金	9:00	17:00	7:00		
18日	土					
19日	日					
20日	月	9:00	17:00	7:00		20日締め 126h
21日	火					
22日	水	9:00	17:00	7:00		
23日	木					
24日	金	9:00	17:00	7:00		
25日	土					
26日	日					
27日	月					
28日	火	9:00	17:00	7:00		
合計				112h	:	
出勤日数				16日		

確認印



出勤簿（令和5年 3月）

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	水	9:00	17:00	7:00		
2日	木	9:00	17:00	7:00		
3日	金	9:00	17:00	7:00		
4日	土					
5日	日					
6日	月	9:00	17:00	7:00		
7日	火	9:00	17:00	7:00		
8日	水	9:00	17:00	7:00		
9日	木	9:00	17:00	7:00		
10日	金	9:00	17:00	7:00		
11日	土					
12日	日					
13日	月	9:00	17:00	7:00		
14日	火	9:00	17:00	7:00		
15日	水	9:00	17:00	7:00		
16日	木	9:00	17:00	7:00		
17日	金	9:00	17:00	7:00		
18日	土					
19日	日					
20日	月					20日締め 112h
21日	火					
22日	水					
23日	木					
24日	金					
25日	土					
26日	日					
27日	月					
28日	火					
29日	水					
30日	木					
31日	金					
計				91h	:	
出勤日数				13日		

確認印



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

的場 慎一

管理責任者 (議員名)	的場 慎一		
事務所名	まとは慎一事務所		
所在地	〒590-0103 堺市南区深阪南 342-12 TEL 072 (230) 1887		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 日生ハウジング(株))		
	他用途との兼用 ☒ 有 $\Rightarrow$ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所 (政党関連の物品等も置いている)	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	27 m ²	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 64,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用時間による 月 140 時間のうち 112 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 80% ☒ 水道代・・・ 80% ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 80% ☒ その他 (コピー機・ビズ契約代金)・・・ 80%	
	駐車場 賃借料	80%	月額 17,000 円 (政務活動費充当額 13,600 円)
		【所在地】 堺市南区深阪南 340-1 駐車場区画番号 XXXXXXXXXX	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていなかったことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

物件名 堺市南区深阪南342-12 [REDACTED] 店舗

契約締結日 平成25年10月10日

賃貸借期間 平成25年10月11日

~
平成27年9月30日

貸主 [REDACTED]

借主 の場 慎一

建 物 賃 貸 借 契 約 書

当事者	貸主	[REDACTED]		
	借主	的場 慎		
	使用者	的場 慎		
	管理者	日生ハウジング株式会社		
賃貸借物件	名称	[REDACTED] 店舗		
	所在地	(住居表示) 堺市南区深阪南342-12		
	構造	鉄骨造陸屋根3階建	種別	事業用
	間取り	1階店舗部分ワンフロア	面積	1階登記記録面積 39.37 m ² のうち 約27 m ²
賃貸借内容	使用目的	事務所		
	賃貸借期間	平成 25 年 10 月 11 日 から 平成 27 年 9 月 30 日 までとする		
	更新	本契約書第 3 条但し書きの通りとする		
	賃料	(月額) ￥80,000-	駐車場代金	駐車場無し
	礼金	(一時金) ￥[REDACTED]	敷金	-
	火災保険料	(2年毎更新) 借主にて加入	賃貸保証料	-
	貸主の指定する賃料等の振込口座	金融機関名: りそな銀行		本支店名: 泉北とが支店
		口座番号: 普通口座 [REDACTED]		口座名義: 日生ハウジング 三好 明
		※家賃等の振込料は借主の負担とする		フリガナ: ニッセイハウジングミヨシアキラ
	特約事項	1. 本物件は、貸主と日生ハウジング(株)との間で建物管理委託契約を締結しております。 借主は、賃料の支払い、各種通知、承認、協議、申し立て、要望事項は管理者たる日生ハウジング(株)に行うものとします。		
2. 本物件は、平成 25 年 10 月 5 日にご内覧頂きました、現状でのお引渡しとなります。契約開始後に設置したキッチンセットやエアコン等の造作物は、退去する際には借主の費用負担にて撤去し、原状復帰する必要があります。				
3. 水道料金は貸主にて子メーターでの検針を行います。2か月毎に貸主より請求された金額を直接支払うものとする。				
鍵受渡し	※別途、鍵受領書にて対応			

貸主と借主は、以下の通り建物賃貸借に関する契約を締結する。

(第1条) 物件の表示

賃貸借の目的物件（以下、「本物件」という）は標記の通りとする。

(第2条) 使用目的

借主は本物件を標記の目的にのみ使用する。

(第3条) 契約期間

賃貸借の期間は標記の通りとする。但し、賃貸借期間満了日の6ヶ月前までに貸主または借主から何らの申し出がないときは、更に1年間契約が更新されたものとし、以後も同様とする。

(第4条) 善管注意義務

1. 借主は、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用しなければならない。
2. 借主は、自己又は借主の同居者の責に帰すべき事由により、本物件及び共同施設等を破損又は滅失させた時、これを原状に回復し又は貸主へ損害を賠償しなければならない。

(第5条) 賃料及び管理費(共益費)

賃料及び管理費は標記の通りとし、毎月月末迄に翌月分を貸主の指定する方法により支払う。

尚、賃貸借開始日の属する月の賃料・管理費は日割計算（開始日は期間に算入し1円未満の端数はこれを切捨て）とし、賃貸借終了日の属する月賃料・管理費は借主が1ヶ月分を負担する。但し、第13条第3項又は第14条の規定により賃貸借が終了する場合は日割計算で精算する。

振込料等、支払いに要する費用は借主の負担とする。

(第6条) 敷金

1. 借主は、本契約に基づく賃料支払義務・損害賠償義務その他の債務を担保するため、敷金として標記の金額を契約締結と同時に貸主に預託する。なお、敷金には利息を付さない。
2. 借主が、賃料等の支払を延滞し、または貸主に対する損害賠償があるときは、貸主は任意に敷金をもって借主の債務の弁済に充当することができる。但し、貸主は敷金から差引く債務の額の内訳を借主に明示しなければならない。尚、これにより敷金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。また賃貸借中、借主は敷金をもって賃料その他この契約に基づく借主の債務の弁済に充当することを主張することはできない。
3. 敷金は、賃貸借が終了し借主が本物件を明渡しした場合に、借主の負担すべき債務の完済を確認後速やかに返還するものとする。但し、本物件の明渡し時に、賃料等の滞納・自然損傷以外（故意・過失等）の原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる借主の債務が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができるものとする。尚、差し引きする債務が発生した場合、貸主は借主にその内訳を明示しなければならない。
4. 上記差し引きの額が敷金を超える金額となった場合は、借主は別途実費での精算を行うものとする。
5. 借主は賃貸借の終了にあたり、公共料金（電気・ガス・水道等）の精算・本物件の明渡しを完了した（入居時に受け取った鍵の返還）後でなければ敷金の返還を受けることができない。
6. 借主は敷金の返還請求権について第三者に譲渡し、あるいは担保差し入れ等を行ってはならない。

(第7条) 礼金

標記に礼金の定めがある場合、借主は本契約締結と同時に礼金として標記金額を貸主に支払うものとする。

尚、この礼金は借主に返還しないものとする。

(第8条) 賃料及びその他の変更

1. 貸主または借主は次のいずれかに該当する場合で、その必要が認められる場合は、賃料・共益費・駐車料金及び敷金（保証金）等の額の改定を協議のうえ行うことができる。
 - ① 物価及び近隣の建物賃料等に変動が生じたとき。

- ② 集合住宅としての管理費が改定されたとき。
 - ③ 建物の維持管理費用・火災保険料・地代及び公租公課等に変動が生じたとき。
 - ④ 建物に改良が施されたとき。
2. 貸主または借主は前項の変更をしようとするときは、変更をしようとする日の2ヶ月前迄に変更の理由・期日・変更後の金額等を書面をもって相手方に通知しなければならない。
3. 前項における賃料等の改定が立会人の労務により成立した場合、増額の場合貸主が、減額の場合借主が立会人に対し報酬を支払う。当規定は貸主または借主の依頼によるその他の立会人の労務についても準用する。

(第9条) 遅滞損害金

貸主または借主が本契約により生じる金銭債務の履行を遅滞したときは、年利14%の割合による遅延損害金を付して相手方に支払う。

(第10条) 貸主の承諾を必要とする事項

借主は次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を書面をもって届け出、貸主の承諾を得なければならない。

- ① 本契約書の入居者氏名の項に記載された以外の者を同居させようとするとき。(出生は除外)
- ② 居住者全員が引続き1ヶ月以上住宅に居住しないとき。
- ③ 住宅の模様替、その他施設に変更を加えようとするとき。

(第11条) 届出事項

借主は次の各号のいずれかに該当する場合は直ちにその旨を書面をもって届け出なければならない。

- ① 借主又は連帯保証人の、住所・氏名(法人の場合は商号、代表者の氏名)又は職業・勤務先(法人の場合は業種)に変更が生じたとき。
- ② 連帯保証人が死亡又は解散し、あるいは行為能力・弁済の資力を欠くに至ったとき。
- ③ 住宅が破損し、又は破損のおそれがあるとき。

(第12条) 禁止事項

- 1. 借主は住宅の全部または一部を転貸してはならない。
- 2. 借主は住宅の賃借権を譲渡してはならない。
- 3. 借主および入居者は、本物件内において犬・猫などの動物を飼育してはならない。

(第13条) 解約の予告

- 1. 賃貸借期間の定め(第3条)にかかわらず、借主は1ヶ月の予告期間において書面で貸主に申し出るにより賃貸借を解約することができる。この場合、借主は明渡予定日の1ヶ月前迄に指定の書式による解約通知書を提出するものとし、解約通知書に記載された明渡予定日をもって賃貸借は終了する。
- 2. 前記予告・通知にかえて、賃料・管理費の1ヶ月分を支払うことにより即時解約することができる。
- 3. 貸主が期間満了日以後の日を終了として賃貸借の解約を申し入れる場合は、借地借家法の規定に従い解約を申し入れるものとし、この場合6ヶ月の予告期間において、書面により通知する。

(第14条) 契約の終了

公法上の制限・措置等により賃貸借の継続が不可能となったとき、または天災地変・火災その他、貸主および借主のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失または毀損し本物件が使用不能となったとき、この賃貸借は当然に終了する。

(第15条) 契約の解除

借主が次の各号のいずれかに該当する行為を行い、信頼関係を損なったときは、貸主は本契約を解除することができる。

- ① 入居申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって入居したとき。
- ② 賃料等の支払を5回以上遅滞したとき又は2ヶ月分の賃料等の支払が月末にないとき。

- ③ 借主又は入居者の責に帰すべき事由により本物件を滅失又は破損し、原状回復の要求に応じないとき。又はこれに要する費用を賠償しないとき。
- ④ 近隣及び他の居住者に対し、危険及び迷惑となるような共同の秩序を乱す行為があったとき及び管理組合が規定する管理規約及び使用細則等の違反行為を行い、管理組合から退去要求等が行われたとき。
- ⑤ 借主又は入居者の一人でも反社会的と認められる団体の構成員（暴力団関係者など）として警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき。又はそのおそれがあるとき。
- ⑥ 支払を停止し、又は破産を申し立てられる等、信用に不安を生じさせたとき。
- ⑦ 本契約の条項に違反したとき。
- ⑧ 賃貸借を継続し難い、重大な背信行為を行ったとき。

(第16条) 立入検査

- 1. 貸主は住宅の管理上、又は借主が2ヶ月以上賃料・管理費を滞納したときで、本物件内に立ち入って検査をする必要が生じたときは、予め、その旨を借主もしくは入居者に通知し借主又は入居者の立会のもとにこれを行う。
- 2. 借主もしくは入居者は、上記立入検査に協力しなければならない。

(第17条) 明渡し

- 1. 借主は、賃貸借終了時に本物件を貸主に明け渡さなければならない、明渡しが遅延する場合、賃貸借終了日の翌日より明渡しにいたるまで、1日につき直近の1日あたり賃料及び1日あたり管理費の合計額の2倍に相当する金額を、損害金として貸主に支払わなければならない。
- 2. 借主は、賃貸借の終了に際し移転料・立退料・変更した箇所及び造作物の買取り、その他の諸経費についての請求をすることはできない。
- 3. 借主は明渡しの場合、次の各号に定める事項を実行しなければならない。
 - ① 借主及び入居者すべての者の退去。
 - ② 借主及び入居者が搬入したすべての家財物品等の搬出。
 - ③ 建物内外の清掃及びゴミ汚物等の撤去処理。
 - ④ 退去にともなう電気・ガス・水道等の代金精算手続（精算書類の提示が必要）。
 - ⑤ 住宅の原状を変更した場合における原状回復の完了
但し、貸主が回復を希望しない場合はこの限りでない。
 - ⑥ 退去時における鍵（入居時に受け取ったもの）、の返還。

(第18条) 行方不明の場合の措置

借主及び入居者が2ヶ月以上行方不明で連絡ができない場合、本契約は当然に終了する。

(第19条) 連帯保証人

- 1. 連帯保証人は借主と連帯して、この契約に基づく借主の貸主に対する一切の債務（第17条に規定する事項を含む）について履行の責を負う。
- 2. 連帯保証人は、本契約の更新がなされた後も引き続きその責を負う。

(第20条) 入居中の費用負担事項

- 1. 電気・ガス・水道等の使用に関しては、借主もしくは入居者が直接施設者と契約する。
但し、法規上又は建物の構造上これができないときは、貸主が借主もしくは入居者に代わって契約することができる。この場合、名義の如何にかかわらず契約によって生じる使用料は、借主もしくは入居者が負担するものとする。
- 2. 貸主及び借主は、賃貸借期間中、建物及び付帯設備等の修理の必要が生じた場合、別項の「入居中の補修負担区分」にもとづき処置をし、その費用を負担する。但し、貸主は建物・付帯設備について予め修理保証をしない旨告知した設備を除いて、賃貸借開始日より60日間その作動を保証する。

3. 前項にかかわらず、借主及び入居者の責による建物・付帯設備の損耗・故障は借主が自己の費用負担において修理を行い、損害を賠償しなければならない。

(第21条) 法人契約の場合

借主が法人である場合、入居者は標記のものに限定され、入居者の入替えは認めない。

(第22条) 代理権の授与

借主は、下記①②に記載する事項について、連帯保証人（本契約締結後、あらたに連帯保証人となった者を含む）に代理権を授与する。

① 契約解除等、貸主からの意思表示を受領すること。

② 賃貸借終了の場合に、本物件を原状回復し貸主に明渡すこと。

但し、上記①の授権事項については貸主はまず借主本人にたいして通知を發し、これが借主の行方不明・受取拒絶等により到達しない場合に限り連帯保証人に対して通知することができる。

尚、貸主から借主への通知は、書面による通知先の指定がある場合はその指定通知先に、指定がない場合には本物件所在地（借主が法人である場合には借主の申し出た最終の本店所在地）にあてて発信すれば足りるものとする。

(第23条) 火災保険への加入

借主又は入居者は本契約締結時に、火災などによる本物件内の家財の損害及び貸主に対する損害の賠償に備えて、本物件を対象とした家財保険などの損害保険に自己の負担にて加入しなければならない。また、本契約が更新された場合も同様とする。

(第24条) 管轄裁判所

本契約に関する調停・訴訟の管轄は、建物の所在地を管轄する裁判所とする。

(第25条) 特約事項

本契約書において、特約事項がある場合、各条項より特約事項を優先するものとする。

(第26条) 自治会・管理組合への加入

借主又は入居者は、管理組合・自治会へ加入するとともに管理規約及び使用細則を遵守しなければならない。

<<特記事項>>

この契約の締結を証するため、本契約書を作成し当事者が署名捺印のうえ各1通を保有する。
尚、貸主・借主及び借主連帯保証人は、本契約書が契約締結日現在における当事者の合意を規定したものであり、契約締結以前に貸主・借主・連帯保証人・媒介（代理）業者の間でなされた、協議内容・合意事項・あるいは一方当事者から相手方あるいは媒介（代理）業者に対して行った申し入れ等と本契約書記載内容が相違する場合は、本契約書記載内容が優先することを相互に確認する。

平成25年10月10日

<<貸主>>

住所

堺市

氏名

<<借主>>

住所

堺市

Tel

氏名

前 田 慎 一

借主の

現住所

大阪府大阪市

連帯保証人

氏名

賃借人との関係

緊急連絡先

勤務先名

勤務先住所

仲介業者

免許番号

大阪府知事(4)第 45834 号

住所

堺市南区竹城台1丁1番2号

商号

日生ハウジング株式会社

代表取締役

三 好

明

宅地建物

登録番号

大阪

号

取引主任者

平成 25 年 10 月 10 日

誓 約 書

貸主 [REDACTED] 殿

下記不動産（以下「本物件」という）の賃貸借契約を締結するにあたり、大阪府暴力団排除条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）（以下「条例」という）第 19 条に基づき、貸主が借主に対し、本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認するため、借主は下記のとおり誓約し、本誓約書 2 通を作成し、署名押印の上、貸主および代理または媒介業者に各 1 通ずつ提出する。

記

借主は、条例第 19 条に基づき、借主または第三者をして、本物件を暴力団事務所として使用しないことを誓約する。

所在地（住居表示） 堺市南区深阪南 3 4 2 - 1 2
種 類 事業用

借主 住所
氏 名

堺市 [REDACTED]
南 河 慎 一



上記のとおり、代理または媒介業者は、条例第 20 条に基づき借主に対し本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認した。

代 理 住 所
または 商 号
媒介業者 代 表 者

堺市南区竹城台 1 丁 1 番 2 号
日生ハウジング株式会社
代表取締役 三 好 明



以上

◎大阪府暴力団排除条例 抜粋（平成22年大阪府条例第58号）

第五章 不動産の譲渡等に関する措置等

（不動産の譲渡等をしようとする者の責務）

第十九条 何人も、自己が譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする府の区域内に所在する不動産（以下「不動産」という。）が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めるものとする。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。
- 二 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。

4 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明した場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めるものとする。

（不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の措置等）

第二十条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契約の当事者の一方又は双方に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該不動産の譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

以上

照明器具	居室
水廻り設備	居室
台所設備	居室
空調設備	居室
その他設備	居室
賃貸	居室
〇	居室

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

物件付帯設備確認書

	設備名称	付・無	配置及び状況
照明器具	居室	付	残置物
	居室以外建物内	無	
	建物外	無	
水廻り設備	風呂一式	無	
	給湯器	無	
	瞬間湯沸器	無	
	洗面台	無	
	洗濯防水パン	無	
	換気設備	付	
	トイレ式	付	
	流し台	無	
台所設備	コンロ	無	
	レンジフード・換気扇	無	
	吊戸棚	無	
	床下収納	無	
	空	無	
空調設備	冷房機	無	
	暖房機	無	
	エアコン	無	
その他設備	下駄箱	無	
	カーテンレール	無	
	カーテン	無	
	敷き込みカーペット	無	
	網戸	無	
	雨戸	無	
	玄関ベル・インターホン	無	
	TVアンテナ	無	
	トランクルーム	無	
	ガレージ	無	
	床暖房	無	
	賃貸借開始時に存在するが貸主が修理保証しない設備	照明器具	
<<現況に関する特記事項>> ○新築物件ではないので、建具等に多少のゆるみ・建て付けの悪い部分等がありますが貸主にて修理は行いません。			

該譲
努め

以上

- 付帯設備確認書で「付」とした設備については、その設備が使用できることを前提としております。
- 付帯している設備は新築(新品)の場合を除き、経年変化及び使用に伴う性能低下、キズ、汚れなどが存在する場合があります。新設時の品質・性能を備えていない場合があります。
- 「賃貸借開始時に存在するが貸主が修理保証しない設備」については貸主はそれらの設備の機能保証・修理義務の責任を負いません。また、借主はそれらの設備の原状回復義務を負わず、退去時に退去時の原状で引渡しをすれば足りるものとします。
- 上記設備につき、媒介業者は動作の保証をしません。

入居中の補修負担区分

対象箇所	項目	負担区分	
	(点検・維持管理・故障・破損・補修等の内容)	貸主	借主
外廻り	屋根・壁・土台・給排水設備等の建物基本部分の点検・維持・補修	○	—
	庭木の剪定(松等の特殊な樹木)・庭石の維持管理の費用	○	—
	庭の除草・日常の手入れ	—	○
	排水溝・汚水枡の清掃、詰まりによる破損	—	○
	浄化槽の定期点検契約・軽微な修理・消耗部品交換・清掃	—	○
内壁・天井	退去時の自然損耗・経年劣化・老朽化による修理・張替	○	—
	落書き・過失による破損・無許可の釘穴等による損傷	—	○
床	退去時の自然損耗・経年劣化・老朽化による修理・張替	○	—
	重量物による変形	—	○
	落書き・過失によるキズ・凹み・破損・汚れ・染み	—	○
畳	退去時の表替・取替	○	—
	入居中の表替・取替	—	○
	たばこの焼け焦げ・重量物による変形	—	○
建具	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	—
	退去時の襖・障子・網戸の張替	○	—
	入居中の襖・障子・網戸の張替、ガラスのはめ替	—	○
	本体の調整・付属金物の調整・取替	—	○
水廻り	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	—
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
	(パッキン・鎖・栓・トラップ・目皿・わん・便座・便座カバー・ロータリング・レバーフロート・ペーパーホルダー・ガスホース・止金具・シャワー・その他付属部品)	—	○
	入居者の故意・過失による漏水・詰まり	—	○
	排水管掃除(マンション管理規約によるもの)	○	—
換気扇	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	—
	清掃・故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
冷暖房器具	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	—	○
	フィルター清掃・故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
TVアンテナ	<共同アンテナの場合>老朽化による共聴器具の修理・取替	○	—
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
	<単独アンテナの場合>老朽化による受信器具の修理・取替	—	○
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
照明器具	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	—	○
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
その他の電気設備	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	—
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
鍵	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	—
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
その他	直付以外の照明器具・ウォシュレット付便座・ルームエアコン等の残置設備	—	○

※ご注意

①負担区分が明確でない場合は、貸主・借主で協議します。

②カビ・たばこのヤニによる汚れ補修は程度により借主負担となる場合がありますので日頃より除湿と換気にご注意下さい。

解 約 通 知 書

貸主 _____ 様

通知日 平成 年 月 日

賃借人 住所 _____

氏名 _____ (印)

Tel _____

賃借人は、後記物件の賃貸借契約を解約し、平成 年 月 日に明渡すことを通知致します。

なお、万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は賠償致します。

【保証金(敷金)返還金の振込口座】

銀行	口座番号
支店	フリガナ 口座名義

【物件の表示】

所在地／

名称／

【引っ越し後の連絡先】

住所／

Tel／

退去予定日の1ヶ月前迄に必ず文書で 日生ハウジング(株) へご連絡下さい。

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人の場復一穂との間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその所有する自動車の駐車（格納）の目的をもってこれを賃借します。

一、自動車保管場所（車庫）の所在地 堺市南区保阪南三四〇ー一
宅地（車庫） 平方メートルのうち 平方メ

ートル（駐車場番号 [redacted] ）

二、自動車台数 七 台

車両名および車両番号

第二条 賃借料は壹か月金 九千 円也（壹か月未満の賃借料は日割計算とする。）

とし、賃借人は毎月 木 日までに翌月分を賃貸人の住所または営業所に持参して支払うものとします。ただし、本月分は金 [redacted] 円也を賃貸人は賃借人から申し受けるものとします。

第三条 契約期間は平成二十五年 十一月 日から平成二十六年 十月三十一日までとします。ただし、当事者協議のうえ契約の更新をすることができるものとします。

第四条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとします。

一、賃料の支払いを怠ったとき。

二、賃貸人の定めた管理規則に違反したとき。

三、その他この契約に違反したとき。

第五条 賃借人は賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならないものとします。

第六条 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）またはその施設および保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人はすみやかにその損害を賠償するものとします。

第七条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかないで発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとします。

第八条 各当事者は、少なくとも壹か月前の予告をもって、この契約を解約することができるものとします。ただし、賃借人は予告に代え壹か月分の賃借料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができるものとします。

第九条 この契約締結の際、賃貸人は保証金として金 [redacted] 円也を賃借人から申し受けるものとします。この保証金は、この契約が終了したときに賃借人に返還するが、延滞賃借料または第六条による損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十条 （特約事項）

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 式 通を作成し、各自署名押印のうえ、各壹通を所持します。

平成二十五年 十一月 七 日

賃貸人 住所 堺市

氏名 [redacted]

賃借人 住所 堺市

氏名 的場 復一

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 的場順一 との間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその所有する自動車の駐車（格納）の目的をもってこれを賃借します。

- 一、自動車保管場所（車庫）の所在地 堺市南区堺阪南三のー一
宅地（車庫） 平方メートルのうち 平方メ
ートル（駐車場番号） [redacted]
二、自動車台数 七 台
車両名および車両番号 [redacted]

第二条 賃借料は毎月金 [redacted] 八千 円也（各月未満の賃借料は日割計算とする。）とし、賃借人は毎月 未 日までに翌月分を賃貸人の住所または営業所に持参して支払うものとします。ただし、本月分は金 [redacted] 円也を賃貸人は賃借人から申し受けるものとします。

第三条 契約期間は平成二十五年 十一月 日から平成二十六年 十月 三十一 日までとします。ただし、当事者協議のうえ契約の更新をすることができるものとします。

第四条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとします。
一、賃料の支払いを怠ったとき。
二、賃貸人の定めた管理規則に違反したとき。
三、その他この契約に違反したとき。

第五条 賃借人は賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならないものとします。

第六条 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によつて保管場所（車庫）またはその施設および保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人はすみやかにその損害を賠償するものとします。

第七条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかないで発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとします。

第八条 各当事者は、少なくとも各月目前の予告をもつて、この契約を解約することができるものとします。ただし、賃借人は予告に代え各月分の賃借料相当額を賃貸人に支払つて即時に解約することができるものとします。

第九条 この契約締結の際、賃貸人は保証金として金 [redacted] 円也を賃借人から申し受けるものとします。この保証金は、この契約が終了したときに賃借人に返還するが、延滞賃借料または第六条による損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十条 （特約事項）

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 式 通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

平成二十五年 十一月 七 日

賃貸人 住所 堺市 [redacted]
氏 名 [redacted]

賃借人 住所 堺市 的場順一
氏 名 [redacted]

出張報告書

令和4年 10月 29日

大阪維新の会堺市議会議員団 的場 慎一

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的

現在、堺市の中央図書館は老朽化も進み移転建築についても議論されている。図書館という公共施設は市民利用がもっとも高い施設となっており、市民ニーズも多様になっている。全国的に様々な新しい図書館が誕生しており、これまでも視察を重ねてきた。今回は今年開館したばかりの最新の図書館である石川県立図書館を訪れ、これからの図書館のトレンドやあり方を調査する目的で視察を行った。

また、現在堺市の堺浜海岸に沢山のゴミが漂着し、ボランティアの皆さんが清掃活動をして頂いている。堺浜の海底が急激に深くなっていることによる潮流が要因となり、大和川から出てくる多くの漂流ゴミが堺浜に流れ着く。その海底環境を改善するため、我々も国に補助金支援を要請している。富山県では富山湾の漂流ゴミ問題に様々な取り組みを行っている。その結果、水質の環境基準の全項目を100%達成している。これは全国で唯一となっている。今後、堺市堺浜における漂流ゴミ対策に何らかの参考にすべく今回富山県に行政視察を行った。

2. 期 間

令和4年10月27日（木）～令和4年10月28日（金）

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	10月27日（木）	13:00～15:00	石川県・石川県立図書館
②	10月28日（金）	10:00～11:30	富山県・富山県庁
③	月 日（ ）	～	
④	月 日（ ）	～	

4. 面談者

石川県立図書館副館長 [REDACTED] 富山県生活環境文化部 参事 環境政策課長 [REDACTED]

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

別紙参照のこと。

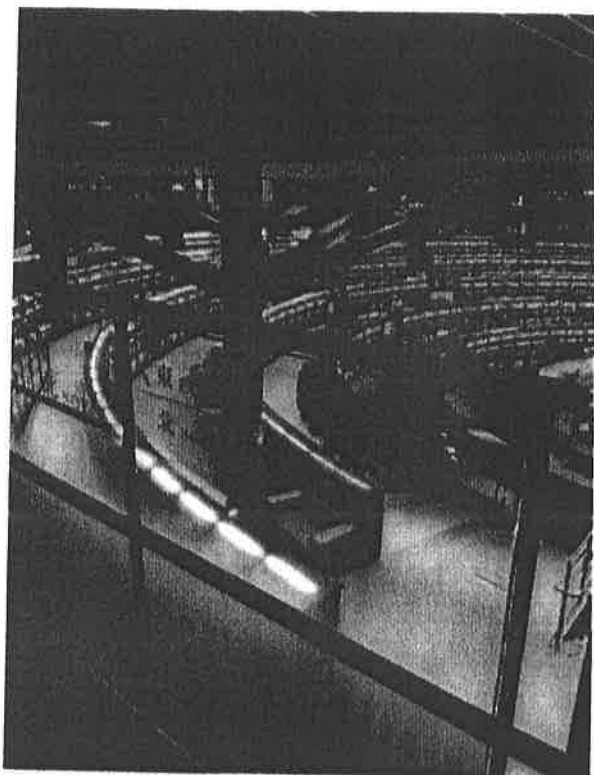
出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

整理番号41、42、43、44、45、46

石川県における図書館事業について【石川県立図書館現地視察】

視察報告 作成日令和4年10月29日（土）

- ①視察日時：2022年10月27（木）
- ②視察場所：石川県立図書館



石川県立図書館内部
円形の書棚が配列され壮大な雰囲気

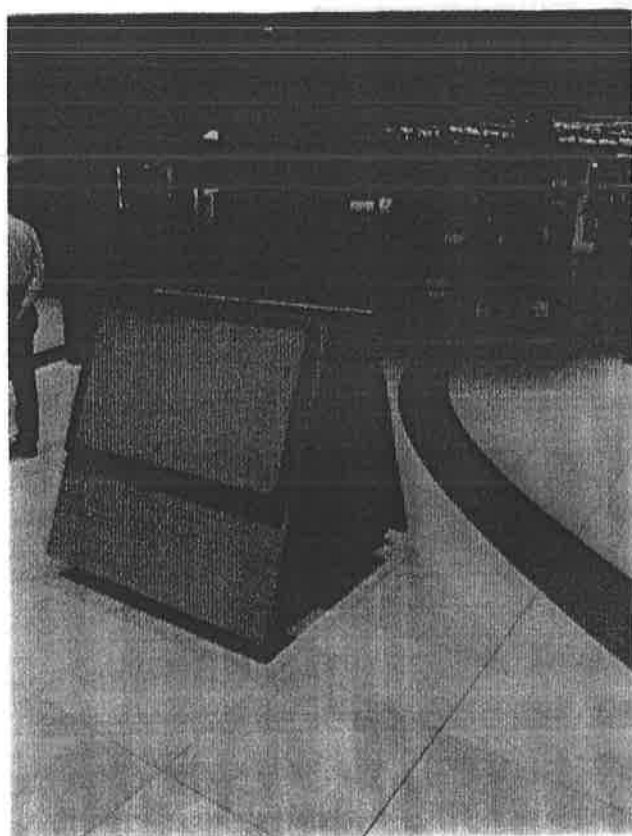
- ③視察目的について

現在堺市の中央図書館について老朽化も進み移転建築についても検討されている。図書館という公共施設は市民利用がもっとも高い施設となっており、市民ニーズも多様になっている。全国的に様々な新しい図書館が誕生しており、これまでも視察を重ねてきた。今回は今年開館したばかりの最新の図書館である石川県立図書館を訪れ、これからの図書館のあり方を調査する目的で視察を行った。

-④視察概要

今回は石川県立図書館の伊藤副館長に資料に基づき概要説明、図書館内のご案内をして頂いた。石川県立図書館も堺市が検討していると同じく老朽化による移転整備で旧金沢大学工学部跡地に建設された。予算としては約150億円。6%は国の補助金、65%は起債にて捻出したとのこと。直営で一部民間に外部委託して運営されている。収蔵能

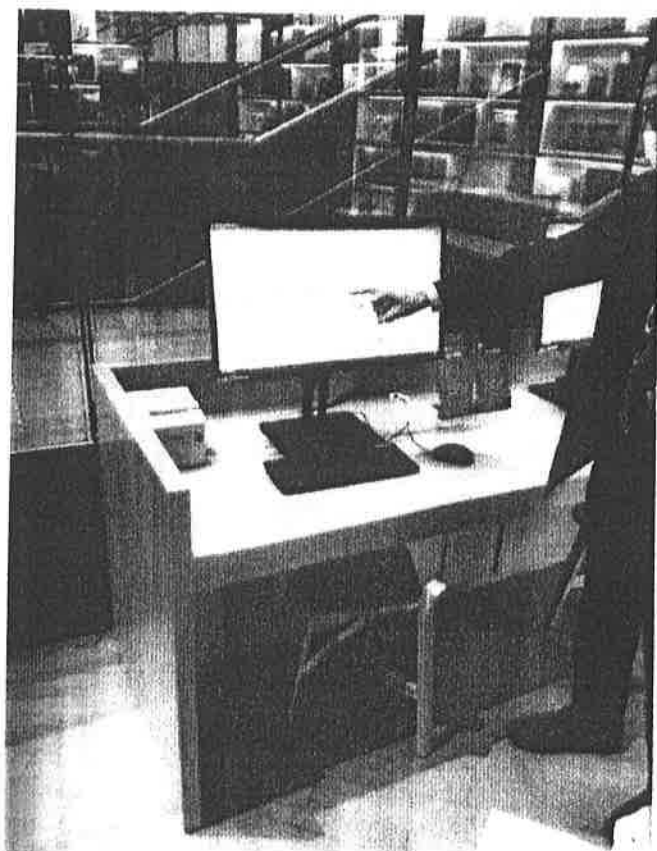
力や開架冊数の増加はもちろんであるが閲覧席が旧73席から500席に増加、駐車場も旧32台から400台へ増加しているところが注目されるところである。また子どもエリアは10倍に増え、充実した環境が整えられている。これらの変化については現在の利用者の様々なニーズに応えていると感じる。あらゆるところに閲覧席があり、ソファやベンチ、デスクチェアなど多彩である。またサイレントルームが充実しているため静かに読書したい人とエリア差別化もできるため、お話をしても良い図書館となっている。今後堺市の中央図書館の移転建設検討において、駐車場は立地により変わると思うが「子どもエリア」や「多様な閲覧席」については参考し、取り入れるべきと考える。また、デジタルサイネージ案内も充実している。蔵書検索についてもキーワードや直感的に検索できるシステムが行える。



図書館入口にある案内版



蔵書の検索を直感的に行えるタッチパネル



蔵書検索エンジンがPCで利用できる

また、図書の配架についても独特となっている。この図書館独自の12のテーマにカテゴライズされて配架している。通常の図書館は0類から9類という図書館分類に仕分けされるが、ここではわかりやすいテーマに沿って図書が置かれている。「暮らしを広げる」や「仕事を考える」など指向性に沿って異なる図書館分類の図書が配置されている。そのことにより一定の指向性で多様なカテゴリーの図書にたどり着けるようになっている。この点においては旧来の図書館運営思考から脱却し、新たな図書館運営を指し示すものと思う。図書館運営については教育委員会が所管するのが通例であるが、この図書館はそこに知事部局が入ってリードしている。図書館はそういう運営にシフトしていく時代に入っていると感じる。本が主体の図書館運営から人間の思考に寄りそうものとして注目すべきと思う。今後、堺市においても教育委員会だけでなく市長部局も図書館運営に入って様々な観点を取り入れていくことが必要と考える。

以前は祝日休館日となっていたが一部民間委託を行い、開館日としたり開館時間も延長しているところも現在のトレンドである。また、本につけられたICチップをレンジの広いUHF電波によって管理し、蔵書点検の時間短縮を行う効率化も進んでいる。

併設されているカフェは公募によって選ばれた地元の事業者が運営。収益の7%を賃料として設定している。

⑤まとめ

今回の視察によって新しい図書館のあり方について参考になった。本という人間の知識や知恵の集積に親しむ利用者にとって優しく、楽しくあるにはどうしていくのかという挑戦を垣間見た。その一つ一つについて実現するには図書館運営の所管部局について教育委員会が行うものという既成概念を打ち破っているところも大変であったとは思いますが実現しているところは特筆すべきと思う。また、カフェ併設や開館日、時間の拡充についても民間の力を活かしていくことについては必須であることも確認できた。今後、堺市の中央図書館だけでなく堺市図書館全般について、できる限り参考にし、また、新しい堺市独自の図書館運営を見出す議論を進めていく。

富山県における海洋ごみ対策事業について【富山県庁視察】

視察報告 作成日令和4年10月29日（土）

- ①視察日時：2022年10月28（金）
- ②視察場所：富山県庁 生活環境文化部



富山県生活環境文化部
[redacted]よりご挨拶頂き
座学でレクチャー頂いた。

- ③視察目的について

現在堺市の堺浜海岸に沢山のゴミが漂着している。ボランティアの皆さんが清掃活動をして頂いている。堺浜の海底が急激に深くなっていることによる潮流が要因となり、大和川から出てくる多くの漂流ゴミが堺浜に流れ着く。その海底環境を改善するため、我々も国に補助金支援を要請している。富山県では富山湾の漂流ゴミ問題に様々な取り組みを行っている。その結果、水質の環境基準の全項目を100%達成している。これは全国で唯一となっている。今後、堺市堺浜における漂流ゴミ対策に何らかの参考にすべく今回富山県に行政視察を行った。

④視察概要

今回、富山県の生活環境文化部の方々に富山県のこれまでの現状と取り組みについてレクチャー頂いた。まず、富山湾岸に漂着するゴミとしては外海からのものではなく8割以上が富山県内のゴミであるということ。この現状については県民の方も認知が低く、外国からのゴミであると認識が強かったようである。まずゴミの8割が県内のものであるという認識を県民の皆さんに持って頂くために啓蒙活動も行なってきたとのこと。その漂着ゴミの中身としては主にプラスチックゴミと発泡スチロールゴミということである。最も多いゴミはペットボトル、また食品容器などとのこと。加えて農家の方が使用するコーティング肥料もあるとのこと。このようにゴミの流出調査を行い、その出どころを調査している。その結果、街中の散乱ゴミの調査なども行なっている。加えて農家の方が川に流す刈り草についても漂着ゴミに含まれていることなども判明している。現状調査と分析については非常に堺市としても参考になる結果であった。

上記のような調査結果や分析を県民の皆さんに知ってもらいまずは海にゴミを出さない啓蒙を進めているとのこと。その結果、海岸漂着物の回収・処理量については年々下がってきている。この回収費用などは国の補助金などを利用しているとのこと。漂着ゴミの軽減は補助金削減にも繋がっている。

アプリの活用も行なっている。県民の方がボランティアで漂着ゴミなどを拾ってそれを入力してみんなで沢山のゴミ清掃活動を広げていこうというアプリ「ピリカ」。この利用促進も富山県がアプリ推進初期にサポートしている。このアプリの利用者増強については様々な清掃活動ボランティア団体のイベントごとにアピールしており、結果もついてきているとのこと。こういう裾野を広げていく活動を支えることも行政の重要な役割であると思う。



富山県発祥のアプリ「ピリカ」のロゴマーク

今後さらに環境教育・普及啓発に力を入れて美しい富山湾を次世代につないでいくとのこと。

－⑤まとめ

今回の視察によって、漂着・漂流ゴミの削減については広域行政が大きなエリアでの調査分析が必要であるとよくわかる。流域全体での取り組みが海岸漂着ゴミ削減に繋がるものと思われる。今後、堺市としても大和川上流など、流域全体での議論を進めていく必要がある。そのためにも広域的な調査や分析を大阪府とともに進めていく必要がある。その上で海岸を含む我々堺市の取り組みが具体化してくるものと思う。

大阪維新の会
堺市議会議員

的場慎一

日程 2022.10.27から28日の2日間

場所 初日：石川県立図書館、翌日：富山県庁

行程

2022.10.27（木）大阪駅発金沢行きサンダーバード金沢駅へ

タクシー移動にて13:00石川県率図書館

JR北陸新幹線にて金沢駅→富山駅（指定席）

ホテルルートイン富山駅前チェックイン。

2022.10.28（金）10:00富山県庁にて視察。11:30終了。

JR北陸新幹線にて富山駅→金沢駅（自由席）

金沢発大阪行きサンダーバード大阪駅へ

費用などについて

項目	数	費用額	計
サンダーバード	1	¥ 7,790	¥ 7,790
サンダーバード(グリーン席)	1	¥ 11,450	¥ 11,450
新幹線代（指定席）	1	¥ 3,390	¥ 3,390
新幹線代（自由席）	1	¥ 2,860	¥ 2,860
宿泊費（ホテルルートイン富山駅前）	1	¥ 3,960	¥ 3,960
タクシー代など、現地にて別途	1/4	2140	535
		Total	¥ 29,985